

RYODEN



菱電商事株式会社

証券コード:8084

第77期 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成29年6月29日(木曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)

場所

東京都豊島区東池袋三丁目15番15号
菱電商事株式会社 9階会議室

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役17名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

■ 書面又はインターネットによる議決権行使期限

平成29年6月28日(水曜日)
午後5時30分まで

経営理念

社会の変化に対応し、
会社経営の安定と発展に努め、
社会に貢献する。

誠実な営業活動と
先進的な技術の提供により、
取引先の信頼に応える。

社員の人格と個性を尊重し、
専門性及び改革心と
創造力の高い人材を育成する。

行動指針

- 1 法令・ルールを遵守する
- 2 利益ある成長を目指す
- 3 グローバルな企業として
社会に対する責任をはたす
- 4 自己の考えを確立し、
活力ある組織を創る
- 5 人格や個性を尊重し、高い目的
意識をもって自己啓発を行う
- 6 経営者・管理者は
自らの役割を全うする

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。ここに当社グループ第77期の事業の概況をご報告申し上げます。

当社は本年4月に創立70周年を迎えることができました。これも株主の皆様の日頃からのご支援によるものと深く感謝しております。

当社グループは事業環境が大きく様変わりする中で、事業環境の変化に適応した「グローバル・ソリューション・プロバイダー」として事業強化を進めており、当年度は、その実践のために中期経営計画「CE2018 (Challenge & Evolution 2018)」を策定し、顧客に徹底的に寄り添い、顧客ニーズを基点とした価値を創造する「顧客価値創造型ビジネスモデル」の実践を通して、収益力の強化を目指しております。

今後とも、お客様のパートナーとしてお客様とともに未来を創造していく企業へと成長すべく努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年6月



取締役社長 正垣 信雄

本年4月、創立70周年を迎えるにあたり、新たなコーポレートマーク・コーポレートロゴマークとコーポレートステートメントを制定いたしました。

株主各位

東京都豊島区東池袋三丁目15番15号

菱電商事株式会社

取締役社長 正垣 信雄

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、20頁の『議決権の行使等についてのご案内』に従って、**平成29年6月28日（水曜日）当社営業時間の終了時（午後5時30分）**までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区東池袋三丁目15番15号
菱電商事株式会社 9階会議室 ※会場は末尾の会場ご案内図をご参照ください
3. 目的事項
報告事項 1. 第77期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役17名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「事業報告の〈業務の適正を確保するための体制〉及び〈株式会社の支配に関する基本方針〉」「連結注記表」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条に基づき、**当社ホームページ**に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部です。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、**当社ホームページ**に掲載させていただきます。
- 本招集ご通知及び添付書類並びにその英語訳は**当社ホームページ**でもご覧いただけます。

当社ホームページ

<http://www.ryoden.co.jp/>

第1号議案 || 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、2株につき1株の割合で併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

現在の113,100,000株から56,550,000株に変更いたします。

(4) その他

本議案に係る株式併合は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が2分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は2倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。また、議決権等、株主様の権利も変動はありません。

第2号議案 || 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 第1号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とし、当社発行済株式総数の減少を勘案し、現行定款第5条に規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるものであります。
- (2) 第1号議案に記載のとおり、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することに伴い、現行定款第6条を変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、有用な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款第25条及び第32条の一部をそれぞれ変更するものであります。なお、現行定款第25条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 現行定款第29条で引用する会社法の条文を相当条文に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、上記「1. 変更の理由」(1)及び(2)の定款変更の効力は、第1号議案の株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって生じるものとし、また上記(3)及び(4)の定款変更の効力は、本総会終結の時をもって生じるものとしします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行可能株式総数は、 113,100,000株とする。	第5条 当社の発行可能株式総数は、 56,550,000株とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第6条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第6条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第7条～第24条 (条文省略)	第7条～第24条 (現行どおり)

現 行 定 款

(社外取締役の責任限定)

第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に会社法第423条第1項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第26条～第28条 (条文省略)

(監査役の任期)

第29条 (条文省略)

② (条文省略)

③会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第30条～第31条 (条文省略)

(社外監査役の責任限定)

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に会社法第423条第1項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第33条～第38条 (条文省略)

変 更 案

(取締役の責任限定)

第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に会社法第423条第1項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第26条～第28条 (現行どおり)

(監査役の任期)

第29条 (現行どおり)

② (現行どおり)

③会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第30条～第31条 (現行どおり)

(監査役の責任限定)

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に会社法第423条第1項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第33条～第38条 (現行どおり)

第3号議案 || 取締役17名選任の件

取締役全員（17名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役17名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 しょうがき **正垣** のぶお **信雄** (昭和30年6月5日生)

再任

略歴、地位及び担当

昭和54年4月 三菱電機株式会社入社
 平成14年10月 同社中部支社産業メカトロニクス部長
 平成17年10月 同社FAシステム事業本部産業メカトロニクス事業部副事業部長
 兼メカトロニクス事業推進部長
 平成19年4月 同社FAシステム事業本部産業メカトロニクス事業部長
 平成23年4月 同社東北支社長
 平成26年4月 当社ソリューション事業本部副事業本部長
 平成26年6月 当社常務取締役ソリューション事業本部副事業本部長
 平成28年4月 当社取締役社長（現任）

所有する当社株式の数
12,000株

取締役候補者とした理由

正垣信雄氏は、三菱電機株式会社の要職や同社支社の責任者を務めた経験を有し、当社においても事業本部の責任者として当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社取締役として経営に携わり職務を適切に遂行していることから、当社が持続的に成長し、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としてしました。

2

かすがい
春日井たかみち
孝道

(昭和28年6月8日生)

再任

略歴、地位及び担当

- 昭和55年4月 当社入社
- 平成14年6月 当社静岡支社施設部長
- 平成15年4月 当社東京支社施設第一部長
- 平成21年4月 当社FA・環境・施設システム事業本部副事業本部長
兼環境システム事業開発部長兼東京支社施設第一部長
- 平成21年6月 当社取締役FA・環境・施設システム事業本部副事業本部長
兼環境システム事業開発部長兼東京支社施設第一部長
- 平成22年6月 当社取締役FA・環境システム事業本部IT・施設システム営業本部長
兼環境システム事業開発部長
- 平成24年4月 当社取締役FA・環境システム事業本部IT・施設システム営業本部長
- 平成24年6月 当社常務取締役FA・環境システム事業本部長
兼IT・施設システム営業本部長
- 平成25年4月 当社常務取締役FA・環境システム事業本部長
兼IT・施設システム事業部長
- 平成26年4月 当社常務取締役ソリューション事業本部長兼冷熱事業部長
- 平成26年6月 当社専務取締役ソリューション事業本部長兼冷熱事業部長
- 平成28年4月 当社専務取締役ソリューション事業本部長
- 平成29年4月 当社専務取締役（現任）

所有する当社株式の数
14,000株

取締役候補者とした理由

春日井孝道氏は、営業部門の要職や事業本部の責任者を務めた経験を有し、当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社取締役として経営に携わり職務を適切に遂行していることから、当社が持続的に成長し、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としてしました。

3

しんどう
新藤

あきら
昌

(昭和27年4月22日生)

再任

略歴、地位及び担当

- 昭和49年 8月 当社入社
- 平成13年 3月 当社関西支社システム事業部施設第一部長
- 平成18年 6月 当社関西支社副支社長兼施設第一部長
- 平成20年 6月 当社高松支社長
- 平成23年 6月 当社取締役高松支社長
- 平成24年 6月 当社取締役九州支社長
- 平成26年 6月 当社常務取締役関西支社長 (現任)

所有する当社株式の数
17,000株

取締役候補者とした理由

新藤 昌氏は、営業部門の要職や支社の責任者を務めた経験を有し、当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社取締役として経営に携わり職務を適切に遂行していることから、当社が持続的に成長し、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としてしました。

4

やまざき
山崎

ひではる
秀治

(昭和31年8月11日生)

再任

略歴、地位及び担当

- 昭和55年 4月 当社入社
- 平成15年 3月 当社東京支社FAシステム第二部長
- 平成20年 4月 当社九州支社長
- 平成24年 6月 当社取締役FA・環境システム事業本部FAシステム営業本部長
- 平成25年 4月 当社取締役FA・環境システム事業本部FAシステム事業部長
兼ソリューション統括部長
- 平成26年 4月 当社取締役ソリューション事業本部副事業本部長兼FA事業部長
- 平成28年 4月 当社取締役東京支社副支社長
- 平成28年 6月 当社常務取締役東京支社長 (現任)

所有する当社株式の数
11,000株

取締役候補者とした理由

山崎秀治氏は、営業部門の要職や事業本部及び支社の責任者を務めた経験を有し、当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社取締役として経営に携わり職務を適切に遂行していることから、当社が持続的に成長し、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としてしました。

5 そうだ やすひろ 相田 易宏 (昭和31年7月31日生)

再任

略歴、地位及び担当

昭和55年4月 三菱電機株式会社入社
平成15年4月 同社中国支社FAシステム部長
平成17年10月 同社神奈川支社FAシステム部長
平成20年6月 当社東京支社副支社長兼FAシステム第二部長
平成22年6月 当社静岡支社長
平成26年6月 当社取締役名古屋支社長
平成28年6月 当社常務取締役名古屋支社長
平成29年4月 当社常務取締役ソリューション事業本部長
兼ICT・モニタリング事業推進部長
兼ソリューション事業開発統括部長 (現任)

所有する当社株式の数
10,000株

取締役候補者とした理由

相田易宏氏は、三菱電機株式会社の要職を務めた経験を有し、当社においても事業本部及び支社の責任者として当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社取締役として経営に携わり職務を適切に遂行していることから、当社が持続的に成長し、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としてしました。

6 ちはら ひとし 千原 均 (昭和33年8月27日生)

再任

略歴、地位及び担当

昭和56年4月 当社入社
平成14年4月 菱商電子(上海)有限公司総経理
平成20年6月 当社取締役ルネサス・三菱半導体事業本部長
平成20年10月 当社取締役半導体・デバイス第一事業本部長
平成22年6月 当社取締役名古屋支社長
平成26年6月 当社取締役経営企画室東アジア戦略局長
兼菱商電子(上海)有限公司董事長兼総経理
平成28年4月 当社取締役海外事業推進本部東アジア戦略局長
兼菱商電子(上海)有限公司董事長兼総経理
平成29年1月 当社取締役デバイスシステム事業本部長 (現任)

所有する当社株式の数
22,000株

取締役候補者とした理由

千原均氏は、海外子会社の社長や事業本部及び支社の責任者を務めた経験を有し、当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社取締役として経営に携わり職務を適切に遂行していることから、当社が持続的に成長し、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としてしました。

7 北井 祥嗣 (昭和33年10月3日生)

再任

略歴、地位及び担当

- 昭和57年 4月 当社入社
- 平成20年 6月 当社経理部長
- 平成22年10月 当社関西支社副支社長兼総務部長
- 平成25年 6月 当社経営企画室長
- 平成26年 6月 当社取締役経営企画室長（現任）

所有する当社株式の数
10,000株

取締役候補者とした理由

北井祥嗣氏は、経営企画及び財務・経理部門並びに支社の責任者を務めた経験を有し、財務・会計に関する知見や当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社取締役として経営に携わり職務を適切に遂行していることから、当社が持続的に成長し、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

8 田中 修 (昭和34年1月17日生)

再任

略歴、地位及び担当

- 昭和56年 4月 三菱電機株式会社入社
- 平成19年12月 同社コミュニケーション・ネットワーク製作所資材部長
- 平成23年 4月 同社名古屋製作所資材部長
- 平成26年 4月 当社ソリューション事業本部パートナーズ戦略統括部副統括部長
- 平成26年 6月 当社ソリューション事業本部パートナーズ戦略統括部長
- 平成28年 4月 当社海外事業推進本部長
- 平成28年 6月 当社取締役海外事業推進本部長
- 平成29年 4月 当社取締役経営企画室副室長（現任）

所有する当社株式の数
3,000株

取締役候補者とした理由

田中 修氏は、三菱電機株式会社の要職を務めた経験を有し、当社においても経営企画や事業本部及び海外事業推進本部の責任者として当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社取締役として経営に携わり職務を適切に遂行していることから、当社が持続的に成長し、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

9

おがわ よしあき
小川 義明

(昭和32年5月8日生)

再任

略歴、地位及び担当

昭和57年4月 三菱電機株式会社入社
 平成17年6月 同社システム基板工場基板製造部長
 平成22年6月 当社品質企画部長
 平成26年6月 当社取締役品質企画部長
 平成28年4月 当社取締役技術・品質本部長兼品質管理統括部長
 平成29年4月 当社取締役環境・品質本部長兼統合管理部長兼品質企画部長（現任）

所有する当社株式の数
10,000株

取締役候補者とした理由

小川義明氏は、三菱電機株式会社の要職を務めた経験を有し、当社においても品質企画部門の責任者として当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社取締役として経営に携わり職務を適切に遂行していることから、当社が持続的に成長し、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

10

さの あきら
佐野 昭

(昭和33年1月30日生)

再任

略歴、地位及び担当

昭和56年4月 当社入社
 平成16年4月 当社名古屋支社産業デバイス部長
 平成17年4月 当社名古屋支社情通・産業デバイス部長
 平成22年6月 当社広島支社長
 平成26年6月 当社取締役静岡支社長（現任）

所有する当社株式の数
11,000株

取締役候補者とした理由

佐野 昭氏は、営業部門の要職や支社の責任者を務めた経験を有し、当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社取締役として経営に携わり職務を適切に遂行していることから、当社が持続的に成長し、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

11

なかむら
中村

まさとし
真敏

(昭和33年9月1日生)

再任

■ 略歴、地位及び担当

- 昭和58年 4月 当社入社
- 平成18年 4月 当社FA・施設システム事業本部自動車設備システム部長
- 平成21年 4月 当社FA・環境・施設システム事業本部自動車設備システム部長
- 平成22年 6月 当社FA・環境システム事業本部企画部長
- 平成25年 4月 当社FA・環境システム事業本部グローバル戦略統括部長兼企画部長
- 平成26年 4月 当社ソリューション事業本部システム・ソリューション事業部長
兼ネットワークシステム部長兼EMS部長
- 平成28年 4月 当社ソリューション事業本部システム・ソリューション推進統括部長
兼システム・エンジニアリング部長
- 平成28年 6月 当社取締役ソリューション事業本部副事業本部長
兼システム・ソリューション推進統括部長
兼システム・エンジニアリング部長
- 平成29年 4月 当社取締役関西支社副支社長（現任）

所有する当社株式の数
3,000株

取締役候補者とした理由

中村真敏氏は、事業本部及び支社の要職や責任者を務めた経験を有し、当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社取締役として経営に携わり職務を適切に遂行していることから、当社が持続的に成長し、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としてしました。

■ 略歴、地位及び担当

- 昭和59年4月 当社入社
- 平成16年6月 当社半導体・デバイス事業本部デバイス第一部長
- 平成18年4月 当社電子デバイス事業本部電子デバイス第一部長兼企画部長
- 平成20年10月 当社半導体・デバイス第三事業本部第一部長兼企画部長兼新事業開発部長
兼半導体・デバイス第一事業本部統括企画部長
- 平成22年6月 当社半導体・デバイス事業本部半導体・デバイス第三営業本部
営業第一部長兼新事業開発部長
兼半導体・デバイス事業本部半導体・デバイス技術企画部長
- 平成23年11月 当社半導体・デバイス事業本部半導体・デバイス第三営業本部
営業第一部長
- 平成24年4月 当社半導体・デバイス事業本部グローバル戦略企画統括
兼第二営業本部デバイス第一部長兼新事業開発部長
- 平成25年4月 当社半導体・デバイス事業本部グローバル戦略統括部長
兼新事業開発部長
- 平成26年4月 当社ソリューション事業本部グローバル戦略統括部長
兼新事業開発部長
- 平成28年4月 当社ソリューション事業本部デバイス第二事業部長
- 平成28年6月 当社取締役ソリューション事業本部副事業本部長
兼デバイス第二事業部長
- 平成29年1月 当社取締役デバイスシステム事業本部副事業本部長
兼デバイス第二事業部長 (現任)

所有する当社株式の数
7,000株

取締役候補者とした理由

東 俊一氏は、事業本部の要職や責任者を務めた経験を有し、当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社取締役として経営に携わり職務を適切に遂行していることから、当社が持続的に成長し、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

13 の だ あきら 野田 哲 (昭和34年4月2日生)

新任

略歴、地位及び担当

- 昭和58年4月 三菱電機株式会社入社
- 平成19年4月 同社中部支社機器第二部長
- 平成21年6月 同社FAシステム事業本部機器営業第二部長
- 平成23年4月 同社関西支社機器第二部長
- 平成25年4月 同社FAシステム事業本部機器事業部アジア事業推進部長
- 平成27年4月 当社ソリューション事業本部FA事業部副事業部長
- 平成28年4月 当社海外事業推進本部副本部長兼業務管理部長
- 平成29年4月 当社海外事業推進本部長兼業務管理部長 (現任)

所有する当社株式の数
3,000株

取締役候補者とした理由

野田 哲氏は、三菱電機株式会社の要職を務めた経験を有し、当社においても事業本部の要職や海外事業推進本部の責任者として当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。今後は、当社取締役として経営に携わり、当社が持続的に成長し、企業価値向上の実現に寄与できる適切な人材と判断したため、取締役候補者となりました。

14 お ざ わ たかひろ 小澤 高弘 (昭和35年8月20日生)

新任

略歴、地位及び担当

- 昭和58年4月 当社入社
- 平成14年6月 当社東京支社半導体・デバイス第二部長
- 平成18年4月 当社ルネサス・三菱半導体事業本部企画部長
- 平成20年10月 当社半導体・デバイス第一事業本部統括企画部長
兼半導体・デバイス第二事業本部企画部長
- 平成22年6月 当社半導体・デバイス事業本部企画業務部長
兼半導体・デバイス第二営業本部営業計画部長
- 平成24年4月 当社半導体・デバイス事業本部企画業務部長
- 平成25年4月 当社名古屋支社副支社長兼半導体・デバイス第一部長
- 平成26年4月 当社名古屋支社副支社長兼システム・ソリューション部長
兼デバイス第一部長
- 平成28年4月 当社名古屋支社副支社長兼ソリューション営業推進部長
- 平成29年4月 当社名古屋支社長 (現任)

所有する当社株式の数
5,000株

取締役候補者とした理由

小澤高弘氏は、事業本部の要職や支社の責任者を務めた経験を有し、当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。今後は、当社取締役として経営に携わり、当社が持続的に成長し、企業価値向上の実現に寄与できる適切な人材と判断したため、取締役候補者となりました。

15

やなぎだ
柳田

まさひで
雅英

(昭和34年9月8日生)

再任

社外

■ 略歴、地位及び担当

- 昭和58年 4月 三菱電機株式会社入社
- 平成23年 6月 同社神奈川支社総務部長
- 平成24年 4月 同社関西支社経理部長
- 平成27年 4月 同社営業本部事業企画部長（現任）
- 平成27年 6月 株式会社カナデン社外取締役（現任）
- 平成28年 6月 当社社外取締役（現任）

所有する当社株式の数
一株

■ 重要な兼職の状況

三菱電機株式会社 営業本部事業企画部長

社外取締役候補者とした理由

柳田雅英氏は、三菱電機株式会社営業本部事業企画部長の職にあり、当社に関連する業界に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に関する有効な助言を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

16 しらた 白田 よしこ 佳子 (昭和27年12月2日生)

再任

社外

独立役員

■ 略歴、地位及び担当

- 平成 8 年 4 月 筑波技術短期大学情報処理科 助教授
- 平成13年 4 月 日本大学経済学部 助教授
- 平成14年 4 月 同大学経済学部 教授
- 平成17年 4 月 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科 教授
- 平成19年 4 月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科 (現ビジネスサイエンス系) 教授
- 平成22年 2 月 ドイツ ミュンヘン大学 客員教授
- 平成23年 6 月 ピー・シー・エー株式会社 社外取締役
- 平成24年 1 月 イギリス シェフィールド大学マネジメントスクール 客員教授
- 平成24年 6 月 法務省法制審議会委員 (現任)
- 平成27年 4 月 法政大学イノベーション・マネージメント研究センター 客員研究員 (現任)
- 平成28年 5 月 東京国税局土地評価審議会会長 (現任)
- 平成28年 6 月 当社社外取締役 (現任)
- 平成29年 4 月 筑波学院大学 客員教授 (現任)

所有する当社株式の数
- 株

■ 重要な兼職の状況

- DIC株式会社 社外監査役
- ウイン・パートナーズ株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

白田佳子氏は、大学等における研究活動を通じて財務会計や経営に関する専門的知識を有しており、会計学者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に関する有効な助言を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

17

むろい まさひろ
室井 雅博

(昭和30年7月13日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位及び担当

- 昭和53年 4月 野村コンピュータシステム株式会社（現株式会社野村総合研究所）入社
 平成12年 6月 同社取締役 ナレッジソリューション部門企画・業務本部長
 兼ECナレッジソリューション事業本部長
 平成14年 4月 同社取締役 常務執行役員 e-ソリューション部門長
 平成19年 4月 同社取締役 専務執行役員 企画、広報、情報システム担当、
 研究開発センター長
 平成21年 4月 同社代表取締役 専務執行役員 本社機構統括、内部統制、経営企画、
 コーポレートコミュニケーション、情報システム担当
 平成25年 4月 同社代表取締役副社長 コーポレート管掌、品質・生産革新、
 リスク管理担当
 平成27年 4月 同社取締役副会長
 平成28年 6月 当社社外取締役（現任）
 平成29年 4月 株式会社野村総合研究所取締役（現任）

所有する当社株式の数
 一株

社外取締役候補者とした理由

室井雅博氏は、長年にわたり株式会社野村総合研究所の取締役を務められており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に関する有効な助言を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 各候補者と会社間に特別の利害関係はありません。
 2. 現在当社の取締役である各候補者の当社における担当は、36頁及び37頁の「3.①取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。
 3. 柳田雅英氏は、現在、三菱電機株式会社の従業員であり、同社は特定関係事業者に該当します。
 4. 柳田雅英氏は、当社の特定関係事業者である三菱電機株式会社から過去2年間において使用人としての報酬を受けており、今後も受ける予定であります。
 5. 柳田雅英氏は、平成29年6月開催の株式会社カナデンの定時株主総会終結の時をもって、同社社外取締役を退任する予定であります。
 6. 室井雅博氏は、平成29年6月開催の株式会社野村総合研究所の定時株主総会終結の時をもって、同社取締役を退任する予定であります。
 7. 室井雅博氏は、平成29年6月開催の株式会社丸井グループの定時株主総会終結の時をもって、同社社外取締役に就任する予定であります。
 8. 当社は、白田佳子氏及び室井雅博氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 9. 当社は、白田佳子氏及び室井雅博氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。また、両氏の再任が承認可決された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 || 監査役1名選任の件

監査役 伏見 均氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、大屋俊治氏は、伏見 均氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

	<small>おおや としはる</small> 大屋 俊治 (昭和29年11月7日生)	新任
--	---	----

略歴及び地位

昭和54年 4月 当社入社
 平成12年 5月 当社東京支社エレクトロニクス事業部業務部長
 平成16年 6月 当社名古屋支社総務部長
 平成19年 6月 当社関西支社総務部長
 平成21年 4月 当社経営企画室副室長
 平成22年 6月 当社取締役経営企画室長
 平成25年 6月 当社取締役経理部長
 平成28年 6月 当社常務取締役経理部長（現任）

所有する当社株式の数
13,000株

監査役候補者とした理由

大屋俊治氏は、経営企画及び財務・経理部門の責任者を務めた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社常務取締役として経営に携わるなど、会社経営や当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため、監査役候補者となりました。

(注) 候補者と会社の間には特別の利害関係はありません。

(ご参考)

当社は、独立社外役員の選任に当たっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた「社外役員選定基準」に基づき選任を行います。

【当社の独立性基準】

当社における社外取締役又は社外監査役（以下、総称して「社外役員」という。）のうち、次の各号に掲げるいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断されるものとする。

- (1) 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者、又は過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
 - (2) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - (3) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
 - (4) 当社グループの会計監査人又はその社員等として所属する者
 - (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
 - (6) 当社グループから多額の金銭その他の財産による寄付を受けている者（当該寄付を得ている者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
 - (7) 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者
 - (8) 当社の主要株主又はその業務執行者
 - (9) 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
 - (10) 過去3年間において、第2号乃至前号に掲げるいずれかに該当していた者
 - (11) 前各号に掲げるいずれかに該当する者（重要な業務執行者に限る。）の配偶者及び二親等内の親族
 - (12) 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
- ※1 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。
- ※2 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して商品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）であって、直近事業年度における取引額が、当該取引先グループの年間連結売上高の2%を超える者をいう。
- ※3 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが商品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者をいう。
- ※4 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が直近事業年度において1,000万円を超え、かつ、その者の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう。
- ※5 「主要な借入先」とは、直近事業年度に係る事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先をいう。
- ※6 「主要株主」とは、直近事業年度末における議決権保有割合が10%以上（間接保有の場合を含む。）の株主をいう。
- ※7 「重要な業務執行者」とは、取締役及び部長格以上の使用人である者をいう。
- ※8 「社外役員の相互就任の関係」とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

以上

議決権の行使等についてのご案内

株主様における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

▶ 株主総会ご出席



株主総会開催日時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時開催

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

（ご記入・ご捺印は不要）

また、資源削減のため議事資料として本冊子をご持参いただくようお願い申し上げます。

※議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができますが、代理権を証明する書面が必要となりますのでご了承ください。

▶ 郵送



行使期限 平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分到着

郵送で事前に議決権を行使いただけます。

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。

▶ インターネット



行使期限 平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分まで

当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は52頁をご覧ください。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

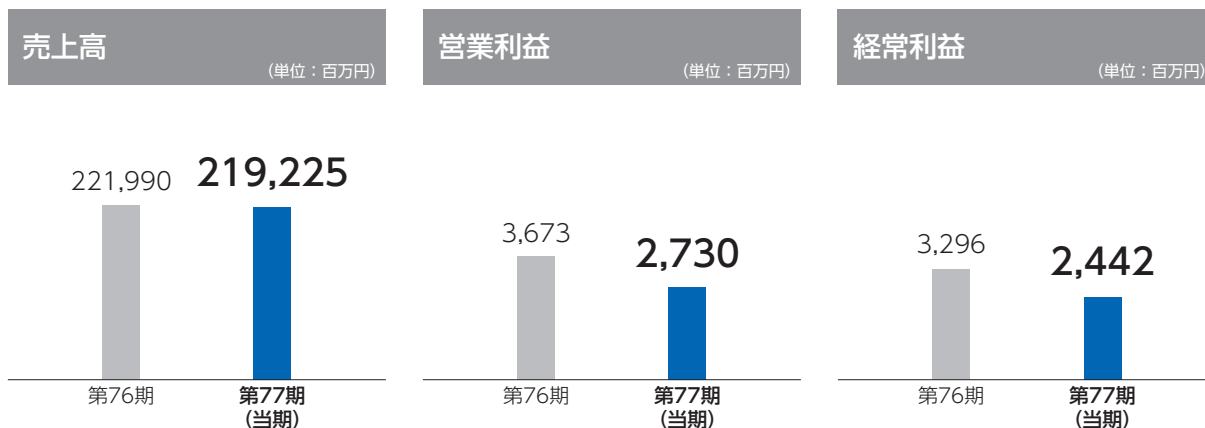
① 事業の状況

当連結会計年度における世界経済は、米国では景気拡大への期待からドル高・株高が進行し持続的な成長が見られますが、中国などの新興国経済の伸び悩みや米国の政策及び欧州政治の動向などにより先行き不透明な状況にあります。

国内経済においては、円安に転じたことで輸出関連企業を中心に収益の回復が見られ、設備投資も緩やかな回復傾向にあります。

当社グループの取引に関する業界は、産業機器関連、省エネルギー関連、加えて設備関連が持ち直しの動きを強めました。自動車関連では米国・国内向けを除き、中国・アセアン・欧州では低調に推移しました。

このような状況下、当社グループは、事業環境の変化に適応した「グローバル・ソリューション・プロバイダー」として事業強化を進める中、顧客に徹底的に寄り添い、顧客ニーズを基点とした価値を創造し、顧客や市場における当社グループの存在価値を高め、収益性の向上を図るため、今年度を始期とした新中期経営計画「C E 2018 (Challenge & Evolution 2018)」をスタートさせ、積極的に提案活動を進めてまいりました。



また、第2四半期連結累計期間で大きく低迷した業績もグループの総力を挙げた事業活動の加速や販売管理費の抑制策の実施などにより持ち直しを見せました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高2,192億25百万円（前期比1.2%減）、営業利益27億30百万円（前期比25.7%減）、経常利益24億42百万円（前期比25.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益13億88百万円（前期比24.8%減）となりました。

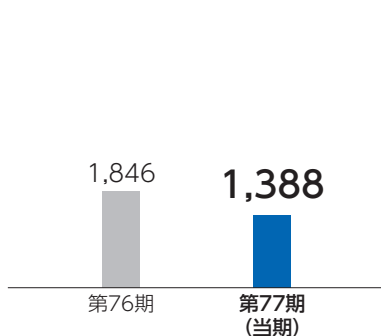
なお、当期の期末剰余金の配当につきましては、平成28年9月の公表どおり、1株当たり11円（年間22円）といたしました。

② 事業別売上高の状況

区 分	第76期		第77期		前 期 比
	連結売上高	構 成 比	連結売上高	構 成 比	
■ FAシステム	40,584百万円	18.3%	39,619百万円	18.1%	97.6%
■ 冷熱システム	23,853百万円	10.7%	25,185百万円	11.5%	105.6%
■ IT施設システム	6,342百万円	2.9%	7,647百万円	3.5%	120.6%
■ エレクトロニクス	151,210百万円	68.1%	146,771百万円	66.9%	97.1%
合 計	221,990百万円	100.0%	219,225百万円	100.0%	98.8%

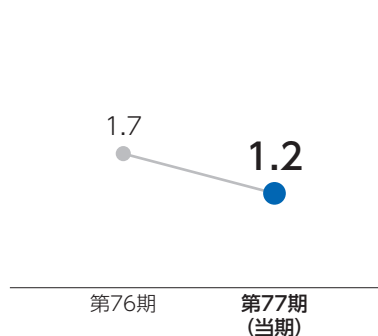
- (注) 1. 事業別の連結売上高は百万円未満を切り捨てし、合計値はすべてを集計ののち、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以上の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

親会社株主に帰属する
当期純利益
(単位：百万円)



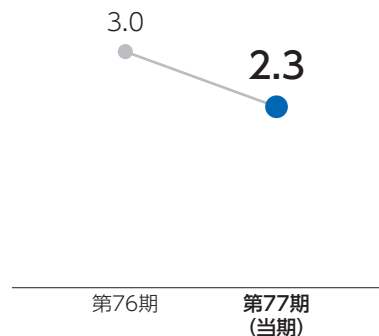
営業利益率

(単位：%)



ROE

(単位：%)



③ 事業別の状況

FAシステム

売上高

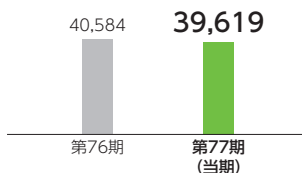
396億19百万円
前期比 2.4%減

営業利益

12億18百万円
前期比 19.4%増

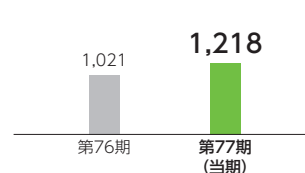
売上高の推移

(単位：百万円)



営業利益の推移

(単位：百万円)



主要取扱商品

シーケンサ、サーボシステム、インバータ、モータ、プログラマブルコントローラ、各種表示器、センサ、配線用遮断器、NC装置、産業用ロボット、レーザ加工機、放電加工機、工業用ミシン、マシンビジョンシステム、トレーサビリティシステム、生産管理システム、自動化システム

自動車関連設備案件及び半導体・液晶関連製造装置が堅調に推移し、また販売ルート向け案件も増加しましたが、当社主力市場の工作機械関連及び実装機の生産が減少し、減収となりました。

その結果、FAシステムの連結売上高は396億19百万円（前期比2.4%減）となり、営業利益は12億18百万円（前期比19.4%増）となりました。



部品整列ロボットシステム



三菱電機(株)製シーケンサ

冷熱システム

売上高

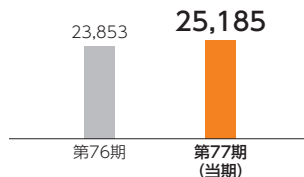
251億85百万円
前期比 **5.6%**増

営業利益

3億66百万円
前期比 **33.0%**減

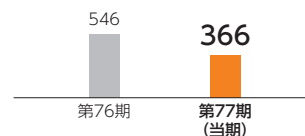
売上高の推移

(単位：百万円)



営業利益の推移

(単位：百万円)



主要取扱商品

パッケージエアコン、チリングユニット、エコキュート、スマート電化商品、太陽光発電システム、LED照明、冷凍機、クリーンルーム、恒温恒湿システム、産業用換気扇

大都市を中心とした大手設備業者向け案件が後半に入り回復基調となり、また環境性能・省エネ性能対応のリプレース需要及び冷凍・冷蔵の低温分野が堅調に推移し、増収となりました。

その結果、冷熱システムの連結売上高は251億85百万円（前期比5.6%増）となり、営業利益は3億66百万円（前期比33.0%減）となりました。



三菱電機(株)製空冷式ヒートポンプチャラー

IT施設システム

売上高

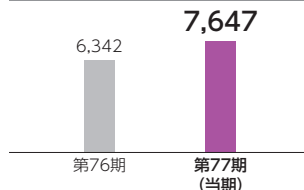
76億47百万円
前期比 **20.6%**増

営業利益

1億97百万円
前期比 **817.4%**増

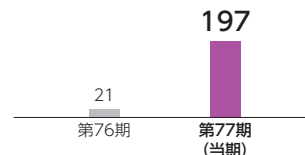
売上高の推移

(単位：百万円)



営業利益の推移

(単位：百万円)



主要取扱商品

エレベーター、エスカレーター、デジタルサイネージ、パソコン、サーバ、その他情報処理機器、映像・画像情報システム、RFID機器及びシステム、監視カメラ、コンピュータ周辺機器、コンピュータサプライ品、メディカルファシリティ、メディカルサプライ品

ビルシステムでは、基幹商品であるエレベーター関連は低調でしたが、情報通信分野ではIT関連やセキュリティ関連が好調に推移し、またメディカル分野ではヘルスケア関連の販売が堅調に推移し、大幅な増収となりました。

その結果、IT施設システムの連結売上高は76億47百万円（前期比20.6%増）となり、営業利益は1億97百万円（前期比817.4%増）となりました。



血管撮影・造影検査画像録画配信システム

エレクトロニクス

売上高

1,467億71百万円
前期比 2.9%減



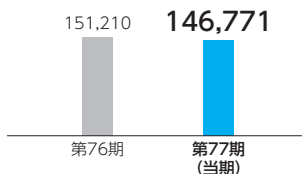
営業利益

9億47百万円
前期比 54.8%減



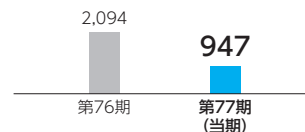
売上高の推移

(単位：百万円)



営業利益の推移

(単位：百万円)



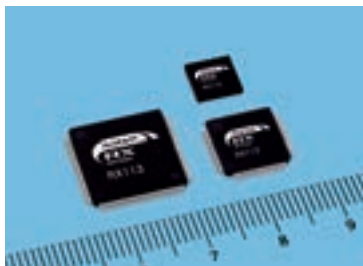
主要取扱商品

マイコン、メモリ、ロジック、アナログ、ASIC、パワーデバイス、光関連素子、ディスクリート、センサ、表示デバイス (LCD、有機EL、LED)、電池、一般電子部品 (コイル、コンデンサ、抵抗、フィルタ)、コネクタ、プリント基板、その他デバイス品、素材 (アルミ材、高機能樹脂材等)、素形材 (金属加工品、樹脂成形品)、設備・機械製品

国内では、熊本地震及び茨城県北部地震による一部製品の供給の減少の影響もありましたが、自動車関連は欧米・国内向け生産が堅調に推移し、また産業機器関連は東アジア向けFA関連ビジネスが持ち直し、横這いとなりました。

海外子会社では、北米地域での自動車関連製品の販売が好調に推移しましたが、中国・アセアン・欧州地域での販売が振るわず、またアジア地域でのOA機器関連向け電子部品の販売が低調に推移したため、減収となりました。

その結果、エレクトロニクスの連結売上高は1,467億71百万円 (前期比2.9%減) となり、営業利益は9億47百万円 (前期比54.8%減) となりました。



ルネサス エレクトロニクス(株)製
高性能・低消費電力
32ビットマイコン



三菱電機(株)製SiC
パワーモジュール

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は2億92百万円であり、その主なものは、新基幹システムの構築であります。なお、これらに要する資金はすべて自己資金をもって充当しております。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達として特記すべき重要な事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、事業環境の変化に適応した「グローバル・ソリューション・プロバイダー」として事業強化を図っております。顧客に徹底的に寄り添い、顧客ニーズを基点とした価値を創造していくことで、顧客や市場における当社グループの存在価値を高め、収益性の向上を図ってまいります。

当年度を始期とした新中期経営計画「C E 2018」では、多様化する顧客のニーズを捉えながら付加価値を追求する営業スタイルに自己変革し、先進的な技術の提供により地域社会の発展に貢献する企業を目指します。

● 全社戦略テーマ

① 顧客価値創造型ビジネスモデルの実践

市場や顧客のニーズに徹底的に拘り、営業スタイル、体制を顧客起点の付加価値創造型ビジネスへ完全に転換する。Ryoden Advanced Technology Center (RTC) を設立し、最前線の営業部隊が獲得した顧客の抱える様々な課題に対して、常に先進的・高品質な技術に裏付けされた顧客価値を提供し続ける。

② グローバル・パートナーズ・ネットワークの構築

顧客としっかり会話し、顧客のニーズを掴み、パートナーと一体で最適なソリューション提供することにより、顧客満足度を向上させる。顧客の近くでパートナーと一緒にあって営業活動を実践するため、地域に密着した顧客起点のフォーメーションに組織を進化させる。菱電商事グループ全社員がグローバル・ソリューション・プロバイダーへ自己変革し、顧客・地域密着型グローバル事業戦略を加速することにより、利益ある持続的な成長を実現する。

③ グローバル人材(財)育成の推進

グループ社員全員が様々な変化に対応し得るコミュニケーション力、先々を予見したマーケティング力を高め、常に新たな事への挑戦を続けることができる、高い感度・感性・事業創造力を持った自立型人材となるよう、全社で計画的に育成する。

④ グループ連結収益力の強化

成長分野・市場への戦略的な投資、グローバルでの効率的なオペレーションの確立と投資効果のモニタリングにより、事業ポートフォリオの最適化を図る。当社グループのみならず、菱電モデル（Ryoden Business Gateway）を構成する顧客・パートナー全体の長期的顧客価値創造の実現を目指す。

⑤ ガバナンス経営の推進

コンプライアンス遵守の徹底を継続するとともに、菱電商事グループ全体のガバナンス経営を強化し、社会的責任を遂行する。未来に生き残る企業としてESG（環境・社会・自社事業継続性）の観点におけるグローバル及び地域社会からの顕在・潜在的期待に応える。

●注力推進分野

IoT/M2Mとそれを利用したサービスの普及が顕著に進むと予想される中、コア技術となる“ネットワーク/センシング/解析”を当社の強みとして以下の5分野に注力します。



新たな事業創出とともに、当社グループの資産である現在の基幹事業に注力推進分野での成長を融合し、顧客ニーズや市場の変化を捉えながら、事業強化を図ります。

※IoT・・・Internet of Things（あらゆる物がITを通じてつながること）

※M2M・・・Machine-to-Machine（機械同士が人間を介さずに自動制御するシステム）

●2018年度業績目標（連結ベース）

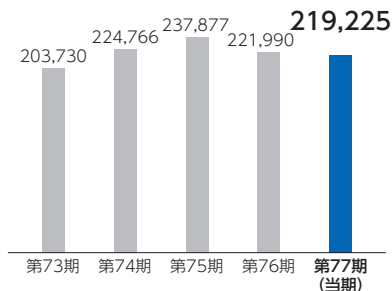
売上高	営業利益	営業利益率	ROE
2,700億円	100億円	4%	10%

5. 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第73期	第74期	第75期	第76期	第77期
売上高 (百万円)	203,730	224,766	237,877	221,990	219,225
経常利益 (百万円)	4,662	5,641	4,505	3,296	2,442
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,852	3,550	2,891	1,846	1,388
1株当たり当期純利益 (円)	65.74	81.84	66.70	42.61	32.02
総資産 (百万円)	107,872	117,936	125,121	119,382	122,763
純資産 (百万円)	54,121	57,582	61,444	60,401	60,975

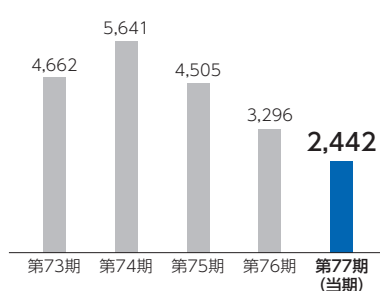
売上高の推移

(単位：百万円)



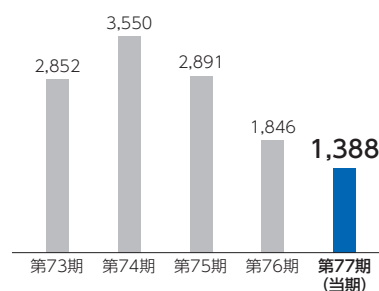
経常利益の推移

(単位：百万円)



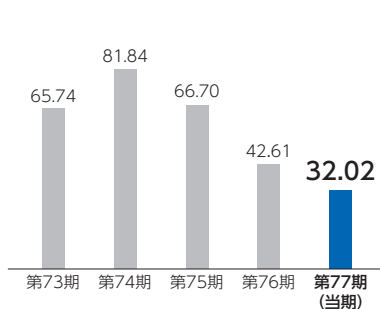
親会社株主に帰属する 当期純利益の推移

(単位：百万円)



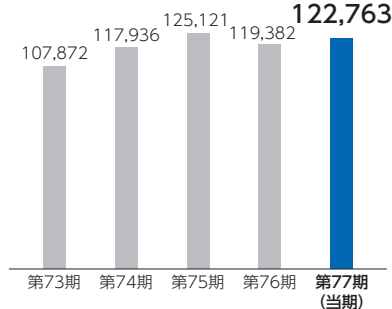
1株当たり当期純利益の推移

(単位：円)



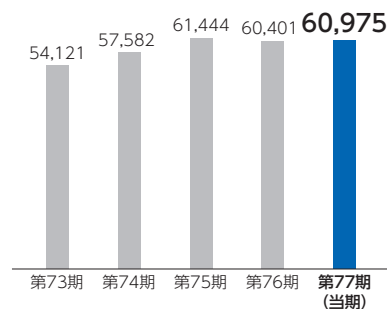
総資産の推移

(単位：百万円)



純資産の推移

(単位：百万円)



6. 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	主要な事業内容
菱商テクノ株式会社	65百万円	空調機器の保守・サービス
RYOSHO TECHNO SINGAPORE PTE LTD	300万シンガポールドル	全セグメント品の仕入・販売
菱商香港有限公司	550万香港ドル	全セグメント品の仕入・販売
菱商電子(上海)有限公司	260万USドル	全セグメント品の仕入・販売
RYOSHO (THAILAND) CO., LTD.	150百万バーツ	全セグメント品の仕入・販売

- (注) 1. 上記各社に対する当社の議決権比率は、いずれも100%であります。
2. 当連結会計年度より重要な子会社としてRYOSHO (THAILAND) CO., LTD.を加えております。
3. 平成29年3月31日現在における当社の連結子会社は上記の重要な子会社5社を含む10社、持分法適用会社は1社であります。なお、下記「③企業結合等の状況」に記載のとおり、菱商電子諮詢(深圳)有限公司は平成29年1月に解散したため、連結子会社の数に含めておりません。
4. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

② その他

三菱電機株式会社は当社の関係会社で、当社の株式を15,511千株（議決権比率36.0%）保有しております。
なお、同社と当社グループとの当連結会計年度における取引は、仕入高の17.04%、売上高の9.18%の割合を占めております。

③ 企業結合等の状況

- ・当社及び当社子会社のRYOSHO U.S.A. INC.は、平成28年8月に子会社RYOSHO MEXICO, S.A. de C.V.を設立いたしました。
- ・当社子会社のRYOSHO (THAILAND) CO., LTD.は、平成28年9月に合併会社RYOSHO ENGINEERING (THAILAND) CO., LTD.を設立いたしました。なお、その持株比率は49.0%であります。
- ・平成28年3月、当社子会社の菱商電子(上海)有限公司の深圳分公司を開設したことにより、当社子会社の菱商香港有限公司の子会社でありました菱商電子諮詢(深圳)有限公司は、平成29年1月に解散いたしました。

7. 主要な事業所

■ 海外の主要な事業所

東アジア戦略局

- ① 菱商電子(上海)有限公司 (上海)
- ② 広州分公司 (広州)
- ③ 大連分公司 (大連)
- ④ 成都分公司 (成都)
- ⑤ 深圳分公司 (深圳)
- ⑥ 菱商香港有限公司 (香港)
- ⑦ 台湾菱商股份有限公司 (台北)
- ⑧ RYOSHO KOREA CO., LTD. (ソウル)

東南アジア戦略局

- ① RYOSHO TECHNO SINGAPORE PTE LTD (シンガポール)
- ② PT. RYOSHO TECHNO INDONESIA (ジャカルタ)
- ③ RYOSHO TECHNO PHILIPPINES INC. (マニラ)
- ④ RYOSHO (THAILAND) CO., LTD. (バンコク)
RYOSHO ENGINEERING (THAILAND) CO., LTD. (バンコク)
- ⑤ SRIRACHA BRANCH (シーラチャ)
- ⑥ ベトナム駐在員事務所 (ホーチミン)



- | | |
|-----------------------------------|---|
| ① RYOSHO U.S.A. INC.
(サンノゼ) | ④ RYOSHO EUROPE GmbH
(フランクフルト) |
| ② INDIANAPOLIS BRANCH
(インディアナ) | ⑤ RYOSHO MEXICO, S.A. de C.V.
(ケレタロ) |
| ③ ATLANTA BRANCH
(アトランタ) | |

■ 国内の主要な事業所

本社・支社

- ① 東北支社（仙台市青葉区）
- ② 北関東支社（前橋市）
- ③ 本社・東京支社
（東京都豊島区東池袋三丁目15番15号）
菱商テクノ(株)
メルコ保険サービス(株)（持分法適用会社）
- ④ 神奈川支社（横浜市中区）
- ⑤ 静岡支社（静岡市駿河区）
- ⑥ 名古屋支社（名古屋市中区）
- ⑦ 関西支社（大阪市北区）
- ⑧ 四国支社（高松市）
- ⑨ 広島支社（広島市中区）
- ⑩ 九州支社（福岡市中央区）

支店

- ① 福島支店（郡山市）
- ② 宇都宮支店（宇都宮市）
- ③ 浜松支店（浜松市中区）
- ④ 北陸支店（金沢市）
- ⑤ 京都支店（京都市中京区）

営業所

- ① 北海道営業所（札幌市中央区）
- ② 岩手営業所（北上市）
- ③ いわき営業所（いわき市）
- ④ 茨城営業所（土浦市）
- ⑤ 新潟営業所（長岡市）
- ⑥ 埼玉営業所（北本市）
- ⑦ 西東京営業所（八王子市）
- ⑧ 沼津営業所（沼津市）
- ⑨ 富士宮営業所（富士市）
- ⑩ 掛川営業所（掛川市）
- ⑪ 豊田営業所（豊田市）
- ⑫ 三重営業所（津市）
- ⑬ 和歌山営業所（和歌山市）
- ⑭ 姫路営業所（姫路市）
- ⑮ 福山営業所（福山市）
- ⑯ 徳島営業所（名西郡）
- ⑰ 今治営業所（今治市）
- ⑱ 愛媛営業所（松山市）
- ⑲ 熊本営業所（熊本市中央区）
- ⑳ 鹿児島営業所（鹿児島市）
- ㉑ 長崎営業所（長崎市）



8. 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
FAシステム	311名	42名増
冷熱システム	242名	9名増
IT施設システム	55名	4名減
エレクトロニクス	586名	31名減
全社（共通）	90名	8名減
合計	1,284名	8名増

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時雇員、当社グループ外から当社グループへの出向者を含み、当社グループから当社グループ外への出向者及び休職者は含んでおりません。
 2. 当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更したため、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えて比較を行っております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,050名	17名増	42.1歳	16.0年

- (注) 上記従業員数には、臨時雇員、他社からの出向者を含み、他社への出向者及び休職者は含んでおりません。

2 会社の概況

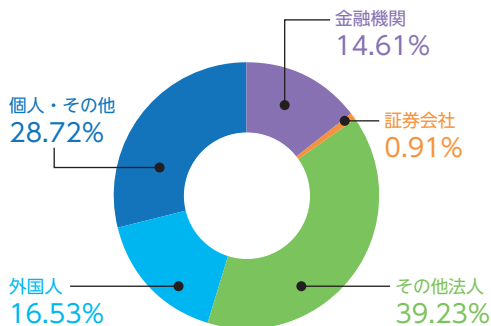
1. 会社の株式に関する事項

- | | |
|------------|---------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 113,100,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 45,649,955株 |
| | (うち自己株式 2,281,216株) |
| ③ 株主数 | 4,361名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
三菱電機株式会社	15,511千株	35.76%
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	1,270千株	2.92%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	937千株	2.16%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	844千株	1.94%
東京海上日動火災保険株式会社	797千株	1.83%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	779千株	1.79%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	647千株	1.49%
菱電商事従業員持株会	640千株	1.47%
シチズン時計株式会社	580千株	1.33%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	571千株	1.31%

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

⑤ 株式所有比率グラフ



2. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成26年5月15日開催の取締役会決議による新株予約権

- | | |
|--------------|---|
| ① 新株予約権の払込金額 | 払込を要しない。 |
| ② 新株予約権の行使価額 | 1株当たり1円 |
| ③ 新株予約権の行使条件 | 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができるものとし、その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 |
| ④ 新株予約権の行使期間 | 平成26年6月3日から平成46年6月2日まで |
| ⑤ 当社役員の保有状況 | |

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役(社外取締役を除く)	14個	14,000株	6名

平成27年5月15日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない。
- ② 新株予約権の行使価額 1株当たり1円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができるものとし、その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成27年6月2日から平成47年6月1日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	31個	31,000株	11名

平成28年5月13日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない。
- ② 新株予約権の行使価額 1株当たり1円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができるものとし、その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成28年6月1日から平成48年5月31日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	48個	48,000株	11名

3. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
正 垣 信 雄	*取締役社長	
春日井 孝 道	*専務取締役	ソリューション事業本部長、技術・品質、デバイスシステム事業、海外事業推進担当
新 藤 昌	*常務取締役	関西支社長、西日本ブロック支社担当
天 田 政 章	常務取締役	人事部長、経営企画、総務担当
大 屋 俊 治	常務取締役	経理部長、情報システム担当、監理担当代行
山 崎 秀 治	常務取締役	東京支社長、東日本ブロック支社担当
相 田 易 宏	常務取締役	名古屋支社長、中日本ブロック支社担当
千 原 均	取締役	デバイスシステム事業本部長
小 川 義 明	取締役	技術・品質本部長兼品質管理統括部長
佐 野 昭	取締役	静岡支社長
北 井 祥 嗣	取締役	経営企画室長
# 中 村 真 敏	取締役	ソリューション事業本部副事業本部長 兼システム・ソリューション推進統括部長 兼システム・エンジニアリング部長
# 田 中 修	取締役	海外事業推進本部長
# 東 俊 一	取締役	デバイスシステム事業本部副事業本部長 兼デバイス第二事業部長
# 柳 田 雅 英	取締役	(三菱電機株式会社 営業本部事業企画部長) (株式会社カナデン 社外取締役)
# 白 田 佳 子	取締役	(DIC株式会社 社外監査役) (ウイン・パートナーズ株式会社 社外取締役)
# 室 井 雅 博	取締役	(株式会社野村総合研究所 取締役副会長)
伏 見 均	常勤監査役	
長 江 賢 治	常勤監査役	
谷 健 太 郎	監査役	(弁護士 (弁護士法人三宅法律事務所パートナー))
石 野 秀 世	監査役	

- (注) 1. *を付した取締役は、代表取締役であります。
2. #を付した各氏は、平成28年6月29日開催の第76期定時株主総会において新たに選任された取締役であります。
3. 山下 聡氏は、平成28年4月18日に逝去により取締役を退任いたしました。
4. 平成28年6月29日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって、岡村恵章氏、千葉昭一氏、井口 功氏及び岸本忠也氏の4名は任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 取締役 柳田雅英氏、白田佳子氏及び室井雅博氏は、会社法に定める社外取締役であります。
6. 監査役 谷 健太郎氏及び石野秀世氏は、会社法に定める社外監査役であります。
7. 取締役 白田佳子氏及び室井雅博氏、並びに監査役 谷 健太郎氏及び石野秀世氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
8. 監査役 伏見 均氏及び長江賢治氏は、長年にわたり当社経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 監査役 谷 健太郎氏は、長年にわたり弁護士として企業法務の経験を重ね専門的知識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 監査役 石野秀世氏は、会計検査院等において要職を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
11. 三菱電機株式会社は、当社の筆頭株主であり、当社グループのほとんどの事業で代理店契約を締結し、主要な仕入先となっております。また、エレクトロニクスにおいては、大口顧客でもあります。なお、その他、社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
12. 平成29年1月1日の組織変更に伴い同日付をもって、次のとおり取締役の担当を一部変更いたしました。
- | | | |
|-------|---------|--|
| 専務取締役 | 春日井 孝 道 | ソリューション事業本部長、技術・品質、デバイスシステム事業、海外事業推進担当 |
| 取 締 役 | 千 原 均 | デバイスシステム事業本部長 |
| 取 締 役 | 東 俊 一 | デバイスシステム事業本部副事業本部長兼デバイス第二事業部長 |
13. 平成29年4月1日の組織変更に伴い同日付をもって、次のとおり取締役の担当を一部変更いたしました。
- | | | |
|-------|---------|---|
| 専務取締役 | 春日井 孝 道 | 事業部門管掌 |
| 常務取締役 | 天 田 政 章 | 経営企画、総務、人事担当 |
| 常務取締役 | 相 田 易 宏 | ソリューション事業本部長
兼ICT・モニタリング事業推進部長兼ソリューション事業開発統括部長
環境・品質本部長兼統括管理部長兼品質企画部長 |
| 取 締 役 | 小 川 義 明 | 関西支社副支社長 |
| 取 締 役 | 中 村 真 敏 | 経営企画室副室長 |
| 取 締 役 | 田 中 修 | 経営企画室副室長 |
14. 取締役 室井雅博氏の平成29年4月1日現在の「担当及び重要な兼職の状況」は以下のとおりです。
- | | | |
|-------|---------|-----------------|
| 取 締 役 | 室 井 雅 博 | 株式会社野村総合研究所 取締役 |
|-------|---------|-----------------|

② 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	対象となる 役員の員数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	賞与	株式報酬型ストック・オプション	
取締役	20名	187百万円	24百万円	34百万円	246百万円
(うち社外取締役)	2名	10百万円	－百万円	－百万円	10百万円
監査役	4名	49百万円	－百万円	－百万円	49百万円
(うち社外監査役)	2名	11百万円	－百万円	－百万円	11百万円

- (注) 1. 上記員数及び報酬等の額には、平成28年4月18日に逝去により退任した取締役1名及び平成28年6月29日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名が含まれております。また、社外取締役3名のうち1名には報酬を支払っておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記賞与額は、取締役14名（社外取締役は除く）に支給する予定額であります。
4. 上記株式報酬型ストック・オプションの額は、株式報酬型ストック・オプションとして取締役14名（社外取締役は支給対象外）に付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額であります。
5. 当社は平成25年6月27日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、第73期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した取締役4名に対し役員退職慰労金計9百万円を支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において役員の報酬等の額に含めた役員退職慰労引当金繰入額は含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

i. 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、36頁から37頁に記載のとおりであります。

ii. 社外役員の当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席回数	主な活動状況
社外取締役	柳田 雅英	[取締役会] 12/13 回 (92.3%) (平成28年6月就任後)	当社に関連する業界に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識から、業務執行に対して適宜発言を行っております。
社外取締役	白田 佳子	[取締役会] 12/13 回 (92.3%) (平成28年6月就任後)	大学等における研究活動を通じて財務会計や経営に関する専門的知識を有しており、会計学者としての豊富な経験と幅広い見識から、業務執行に対して適宜発言を行っております。
社外取締役	室井 雅博	[取締役会] 13/13 回 (100.0%) (平成28年6月就任後)	長年にわたり他社の経営者を務められており、その豊富な経験と幅広い見識から、業務執行に対して適宜発言を行っております。
社外監査役	谷 健太郎	[取締役会] 17/18 回 (94.4%) [監査役会] 6/6 回 (100.0%)	長年にわたり弁護士として企業法務の経験を重ねた専門的知識と幅広い経験から、適宜発言を行っております。
社外監査役	石野 秀世	[取締役会] 17/18 回 (94.4%) [監査役会] 6/6 回 (100.0%)	会計検査院等において要職を歴任しており、会計及び経理に関する高い見識から、適宜発言を行っております。

iii. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役白田佳子氏及び室井雅博氏、並びに社外監査役谷 健太郎氏及び石野秀世氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

i. 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

53百万円

ii. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

53百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記 i の報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、RYOSHO TECHNO SINGAPORE PTE LTD、菱商香港有限公司、菱商電子(上海)有限公司及びRYOSHO (THAILAND) CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、経営基盤・財務体質の強化のための内部留保の拡充と事業拡大のための投資財源への活用を基本として、株主各位への適正な利益還元を実施してまいります。剰余金の配当につきましては各事業年度の連結業績及び中長期的なグループ戦略等を勘案のうえ、利益還元を実施したいと考えております。また、自己株式の取得につきましても、株価の動向や財務状況を勘案のうえ実施する予定であります。

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、機動的な配当政策を実施するため、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨及び剰余金の配当基準日を3月31日及び9月30日とする旨を定款に定めております。

◎ 以上のご報告は、次により記載されております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	107,030
現金及び預金	19,168
受取手形及び売掛金	55,832
電子記録債権	9,586
商品及び製品	18,670
繰延税金資産	686
その他	3,286
貸倒引当金	△200
固定資産	15,732
有形固定資産	4,883
建物及び構築物	966
機械装置及び運搬具	462
工具、器具及び備品	349
土地	3,090
建設仮勘定	15
無形固定資産	658
ソフトウェア	587
その他	70
投資その他の資産	10,190
投資有価証券	8,056
長期前払費用	51
繰延税金資産	279
その他	2,227
貸倒引当金	△425
資産合計	122,763

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	56,039
支払手形及び買掛金	41,529
電子記録債務	10,489
短期借入金	761
未払法人税等	263
その他	2,996
固定負債	5,748
退職給付に係る負債	4,579
その他	1,168
負債合計	61,787
純資産の部	
株主資本	59,576
資本金	10,334
資本剰余金	7,392
利益剰余金	42,705
自己株式	△855
その他の包括利益累計額	1,334
その他有価証券評価差額金	2,003
為替換算調整勘定	661
退職給付に係る調整累計額	△1,329
新株予約権	63
純資産合計	60,975
負債及び純資産合計	122,763

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		219,225
売上原価		197,164
売上総利益		22,060
販売費及び一般管理費		19,329
営業利益		2,730
営業外収益		
受取利息及び配当金	171	
持分法投資利益	32	
その他	257	460
営業外費用		
支払利息	39	
為替差損	375	
その他	334	749
経常利益		2,442
特別利益		
投資有価証券売却益	83	83
特別損失		
関係会社株式評価損	63	
固定資産減損損失	21	84
税金等調整前当期純利益		2,441
法人税、住民税及び事業税	737	
法人税等調整額	315	1,053
当期純利益		1,388
親会社株主に帰属する当期純利益		1,388

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,334	7,380	42,348	△864	59,199
当期変動額					
剰余金の配当			△1,040		△1,040
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,388		1,388
連結範囲の変動			9		9
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		11		13	24
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計		11	357	9	377
当期末残高	10,334	7,392	42,705	△855	59,576

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,368	1,141	△1,360	1,148	53	60,401
当期変動額						
剰余金の配当						△1,040
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,388
連結範囲の変動						9
自己株式の取得						△4
自己株式の処分						24
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	634	△479	30	186	9	195
当期変動額合計	634	△479	30	186	9	573
当期末残高	2,003	661	△1,329	1,334	63	60,975

計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	94,835
現金及び預金	13,745
受取手形	6,990
電子記録債権	9,580
売掛金	45,884
商品及び製品	15,049
前渡金	107
前払費用	18
繰延税金資産	643
未収入金	2,397
その他	444
貸倒引当金	△25
固定資産	16,358
有形固定資産	4,749
建物及び構築物	949
機械及び装置	462
車輛・運搬具	0
工具、器具及び備品	309
土地	3,016
リース資産	9
建設仮勘定	0
無形固定資産	655
ソフトウェア	584
その他	70
投資その他の資産	10,954
投資有価証券	6,170
関係会社株式	2,668
長期前払費用	51
その他	2,185
貸倒引当金	△121
資産合計	111,194

科目	金額
負債の部	
流動負債	52,170
支払手形	5,080
電子記録債務	10,489
買掛金	33,061
短期借入金	550
リース債務	12
未払金	843
未払費用	1,332
未払法人税等	225
前受金	46
預り金	146
役員賞与引当金	24
その他	357
固定負債	4,199
退職給付引当金	2,983
長期未払金	64
リース債務	24
預り保証金	1,049
資産除去債務	25
繰延税金負債	51
負債合計	56,369
純資産の部	
株主資本	52,758
資本金	10,334
資本剰余金	7,392
資本準備金	7,355
その他資本剰余金	36
利益剰余金	35,887
利益準備金	788
その他利益剰余金	35,098
土地圧縮積立金	238
特別償却準備金	255
別途積立金	11,100
繰越利益剰余金	23,504
自己株式	△855
評価・換算差額等	2,003
その他有価証券評価差額金	2,003
新株予約権	63
純資産合計	54,825
負債及び純資産合計	111,194

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		190,435
売上原価		171,406
売上総利益		19,028
販売費及び一般管理費		16,665
営業利益		2,362
営業外収益		
受取利息及び配当金	270	
その他	264	535
営業外費用		
支払利息	23	
為替差損	163	
その他	330	517
経常利益		2,380
特別利益		
投資有価証券売却益	83	83
特別損失		
固定資産減損損失	21	
関係会社株式評価損	17	38
税引前当期純利益		2,426
法人税、住民税及び事業税	655	
法人税等調整額	60	715
当期純利益		1,710

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
					土地圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	10,334	7,355	25	7,380	788	238	313	11,100	22,776	35,217
当期変動額										
剰余金の配当									△1,040	△1,040
当期純利益									1,710	1,710
特別償却準備金の取崩							△57		57	-
自己株式の取得										
自己株式の処分			11	11						
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当期変動額合計			11	11			△57		727	670
当期末残高	10,334	7,355	36	7,392	788	238	255	11,100	23,504	35,887

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△864	52,067	1,368	1,368	53	53,489
当期変動額						
剰余金の配当		△1,040				△1,040
当期純利益		1,710				1,710
特別償却準備金の取崩		-				-
自己株式の取得	△4	△4				△4
自己株式の処分	13	24				24
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			634	634	9	644
当期変動額合計	9	690	634	634	9	1,335
当期末残高	△855	52,758	2,003	2,003	63	54,825

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

菱電商事株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 隆良 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 美岐 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、菱電商事株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、菱電商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

菱 電 商 事 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小野 隆良 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 林 美岐 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、菱電商事株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

菱電商事株式会社 監査役会

常勤監査役	伏見均	㊟
常勤監査役	長江賢治	㊟
社外監査役	谷健太郎	㊟
社外監査役	石野秀世	㊟

以上

インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、**平成29年6月28日(水曜日)午後5時30分まで**に行ってください。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書のご返送又はインターネット等による議決権行使のお手続はいずれも不要です。

記

1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコン、スマートフォン又は携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用できない場合があります。詳細につきましては、**下記ヘルプデスクにお問い合わせください。**

2 インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

4 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

 **0120-173-027** (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

(ご参考)

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会基準日	3月31日
定時株主総会	毎年6月
配当金受領株主確定日	期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日
単元株式数	1,000株
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL 0120-232-711 (フリーダイヤル)
公告方法	電子公告により行う。 公告掲載URL http://www.ryoden.co.jp ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。
4. 当社の剰余金の配当に関するご案内につきましては、当社ホームページに掲載しております。
5. 市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続が必要となります。このため、株主様から、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

当社ホームページ <http://www.ryoden.co.jp>



株主総会会場ご案内図

会場

東京都豊島区東池袋三丁目15番15号

菱電商事株式会社 9階会議室



交通のご案内

- J R 東京メトロ ● 丸ノ内線 ● 有楽町線 ● 副都心線
- 西武池袋線 ● 東武東上線

「池袋駅」

東口、32・33・35出口から徒歩約10分

東京メトロ ● 有楽町線

「東池袋駅」

6・7出口から徒歩約7分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

環境に配慮した植物油インキを使用しています。